

国際教養大学役員報酬等支給基準

平成 16 年 4 月 1 日
大学経営会議決定
規程第 113 号

(総則)

- 1 この基準は、公立大学法人国際教養大学（以下「法人」という。）の理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）に対する報酬及び退職手当の支給の基準について定める。

(報酬の種類及び額)

- 2 役員に対する報酬は、年俸とする。
- 3 役員に対する年俸額は、次のとおりとする。

一 理事長	24,220,000円
二 理事（常勤）	2,000,000円以上 8,000,000円以下
三 理事（非常勤）	1,800,000円
四 監事	900,000円

(報酬の支給方法等)

- 4 報酬の支給方法等については、国際教養大学教職員給与規程を準用する。

(通勤費)

- 5 役員に対する通勤費の支給については、国際教養大学福利厚生規程を準用する。

(退職手当)

- 6 役員に対する退職手当は、これを支給しない。

(届出)

- 7 この基準に変更が生じた場合は、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。

附 則

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この基準は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 理事長の報酬については、平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に係るものに関し、本基準3-1に定める額から当該年俸に百分の二十を

乗じて得た額を減じた額を支給する。

附 則

この基準は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。